

ご案内

老人保健法医療受給者証・福医療証をお持ちの方へ

認定証の申請を

【老人保健法医療受給者証をお持ちの方】

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯に属する方が入院したときにこの認定証を医療機関に提示すると、入院一部負担金の上限が医療機関ごとに月2万4600円に、食事の負担額が1日650円(過去1年間の入院日数が91日以上の場合1日500円)になります。

は65万円)を差し引いたときに各所得がいくらも0円となる場合には、入院一部負担金の上限は月1万5000円に、食事の負担額は1日3000円になります。

み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)の方がこの受給証を医療機関に提示すると、一部負担金は入院・外来とも医療機関ごとに月1万円になります。

院の一部負担金の上限が医療機関ごとに月2万4600円になります。該当者で、まだ申請していない方は健康保険証をお持ちのうえ、早めに申請して下さい。

この制度には保護者の所得制限があります(限度額及び転入者の所得証明書の取り扱いが児童手当と同様です)。ただし、3歳に達する日の属する月の末日までは所得限度額を超えても受けられます。

「町田市民福祉のつどい」は、「くらしの中の福祉を考える」をテーマに毎年開催しており、今年で27回目を迎えます。

今年、濱宮郷詞氏をお迎えします。濱宮氏は、中学・高校時代に陸上棒高跳びで全国でも有数の選手から、練習中のけがにより重度障がい者になった経歴の持ち主です。生きる力と愛する家族について語る濱宮氏の講演は、たくさんの方に感動を与えてくれます。



濱宮郷詞氏

まちだ市民大学HATS

講座受講生募集

対象 市内在住、在勤、在学の方

費用 2000円

申し込み 電話でまちだ市民大学(☎729・1195)へ。

定員になり次第締め切ります。

詳細は市民大学までお問い合わせ下さい。

Table with 2 columns: Date and Course Name. Courses include 'オリエンテーション・自己紹介', '「ボイ捨てパトロール」への参加', 'バスツアー', etc.

Table with 3 columns: Course Name (回数・参加費・定員), Lecture Content, and Day/Time/Venue. Courses include 'まちだの福祉【4コース】', '町田の環境・参加体験講座', etc.

Table titled 'まちだの福祉 全コース共通プログラム'. It lists various activities and courses such as '開講式・合同講義1', '大賀藕絲館コース', '清風園コース', etc., with dates and descriptions.

児童手当は小学校第3学年修了前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。ただし、2人目以降が生まれた場合には増額の手続きが、転入された方は新たな手続きが必要になります。

児童手当は小学校第3学年修了前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。ただし、2人目以降が生まれた場合には増額の手続きが、転入された方は新たな手続きが必要になります。

児童手当は小学校第3学年修了前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。ただし、2人目以降が生まれた場合には増額の手続きが、転入された方は新たな手続きが必要になります。

児童手当は小学校第3学年修了前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。ただし、2人目以降が生まれた場合には増額の手続きが、転入された方は新たな手続きが必要になります。

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

児童育成手当は、児童が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和62年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方